

安城北部こども園及びさくのこども園 中規模改修等設計業務仕様書

I 安城北部こども園中規模改修 設計業務

1 業務概要

本業務は安城北部こども園について、老朽化した園舎及び遊戯室等（以下「園舎」という）の内外装及び建築設備等の改修設計を行う業務である。

2 業務場所

安城市大東町25番40号

3 業務内容

- (1) 園舎内部改修設計
- (2) 園舎外部保全設計
- (3) 園舎設備改修設計
- (4) 周辺整備改修設計
- (5) 積算及び設計書の作成
- (6) 仮設計画及び工事工程表の作成
- (7) 外観着彩図の作成
- (8) 各申請書の作成及び届出

4 施設概要

(1) 園舎

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積 1080.23㎡

竣工年 昭和60年

屋根 園舎 : (屋根下地材)

コンクリートこて押さえの上、釘打ちモルタル t 40

アスファルトルーフィング 940

(屋根葺き材)

改質アスファルトルーフィング (粘着層付) 敷

カラーガルバニウム鋼板 t 0.4 立平葺

外壁 園舎 : コンクリート打放しの上、複層塗材
改修 平成26年(屋根改修)

5 改修方針

(1) 中規模改修等設計業務については、以下の方針を基本として設計を行うこと。

- ・増築は行わない。
- ・耐震補強は実施しない。
- ・内外壁及び外部建具を除き、非構造部材の耐震化は要求しない。
- ・仕上げ材の改修を基本とする。
- ・施設を使用しながらの工事のため施設利用者に配慮した設計とし、工区分けを計画して設計に反映させること。
- ・建築基準法、消防法その他の建築関連法令に適合すること。(幼稚園からこども園への用途変更に伴う既存不適格事項についても確認し適合させることを基本とする)
- ・現地調査等により確認された劣化又は不具合箇所については、改修等の検討を行い、設計に反映させること。

(2) 貸与図面及び資料の精査並びに現地調査を徹底した上で現状図(いわゆる改修前図面)をすべて作成すること。

6 設計内容

(1) 中規模改修等設計

ア 園舎内部改修設計

次の事項を基本とする。なお、想定される内容は、別紙基本仕様書の通りとする。

- (ア) 保育室改修
- (イ) 遊戯室改修
- (ウ) 廊下改修
- (エ) トイレ改修
- (オ) 昇降口改修
- (カ) 来客用玄関改修(バリアフリー化、建具、壁、家具)
- (キ) 配膳室改修
- (ク) 階段改修

- (ケ) 廊下手洗い改修
- (コ) スロープ設置
- (サ) 小荷物専用昇降機更新
- (シ) 設備工事に伴う天井等内装改修

イ 園舎外部保全設計

次の事項を基本とする。なお、想定される内容は、別紙基本仕様書の通りとする。

- (ア) 外壁等及び外部建具の改修設計 一式

- (イ) 外壁劣化調査

※外壁全面の目視を基本として調査する。

- (ウ) 外壁塗膜付着力試験（J I S基準に基づく引張試験）

※各施設、各棟、各方位2箇所ずつにおいて実施すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

- (エ) 外壁仕上塗材アスベスト含有分析調査

※各棟（建設年毎）1箇所ずつ実施し、以下に示す各材料のそれぞれについて、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。
なお、試験後の補修も本業務に含む。

園舎及び遊戯室

- ・新築時 下地調整材
- ・新築時 複層塗材、薄塗材（樹脂系リシン）

アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。

- (カ) 外部建具劣化調査

※外部建具全数について実施するものとし、目視を基本として調査する。

ウ 園舎設備改修設計

- (ア) 照明設備改修
- (イ) コンセント設備改修
- (ウ) 弱電設備改修
- (エ) 給排水衛生設備改修
- (オ) 建築改修に伴う設備改修
- (カ) 保温材のアスベスト含有調査

※改修範囲において、アスベストの含有の有無を目視と年代により調査を

行い、設計に反映すること。

エ 周辺整備改修設計

(ア) 門扉・インターホン・赤外線センサー改修

(イ) 駐車場・敷地内通路整備改修

※駐車場の拡張と敷地内通路（前面道路側溝整備を含む）の整備を行う。

※敷地現況高さ及び前面道路高さ及び幅員（道路側溝内を含む）の確認も業務範囲とする。

(ウ) 各種改修に伴う周辺整備（各種埋設配管類を含む）

II さくのこども園中規模改修 設計業務

1 業務概要

本業務はさくのこども園について、老朽化した園舎及び遊戯室等（以下「園舎」という）の内外装及び建築設備等の改修設計を行う業務である。

2 業務場所

安城市篠目町4丁目22番地21

3 業務内容

- (1) 園舎内部改修設計
- (2) 園舎外部保全設計
- (3) 園舎設備改修設計
- (4) 周辺整備改修設計
- (5) 積算及び設計書の作成
- (6) 仮設計画及び工事工程表の作成
- (7) 外観着彩図の作成
- (8) 各申請書の作成及び届出

4 施設概要

(1) 園舎（新築部）

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積 1183.59㎡

竣工年 昭和63年

屋根 釘打モルタル下地 特殊石綿セメント板葺
外壁 コンクリート打放しの上、吹付タイル
一部レリーフ型枠打放しの上、吹付タイル
改修 配膳室改修（平成15年）

(2) 園舎（東棟増築部）

構造 鉄筋コンクリート造2階建
延べ面積 240.82㎡
竣工年 平成13年
屋根 (陸屋根) コンクリート金こての上、改質アスファルト露出断熱防水
冷工法
(勾配屋根) 特殊パーライト入りモルタル t40
ゴムアスファルトルーフィング t2.0（自着工法）
化粧石綿セメント板（無石綿）葺き t4.5
外壁 合板梁枠打放し補修 高耐候性水性フッ素樹脂吹付凸ローラー押え(RE)
改修履歴無し

(3) 園舎（南棟増築部）

構造 鉄骨造平屋建
延べ面積 170.60㎡
竣工年 平成15年
屋根 (園舎屋根) 折板（ガルバニウム鋼板 t1.0）屋根用防音断熱材
(テラス上部屋根) ルーフデッキカラー鋼板 t0.8
外壁 押出成形セメント板 t50 複層塗材 E
改修履歴無し

5 改修方針

(1) 中規模改修等設計業務については、以下の方針を基本として設計を行うこと。

- ・増築は行わない。
- ・耐震補強は実施しない。
- ・内外壁及び外部建具を除き、非構造部材の耐震化は要求しない。
- ・仕上げ材の改修を基本とする。
- ・施設を使用しながらの工事のため施設利用者に配慮した設計とし、工区分けを計画して設計に反映させること。

- ・建築基準法、消防法その他の建築関連法令に適合すること。(幼稚園からこども園への用途変更に伴う既存不適格事項についても確認し適合させることを基本とする)

- ・現地調査等により確認された劣化又は不具合箇所については、改修等の検討を行い、設計に反映させること。

(2) 貸与図面及び資料の精査並びに現地調査を徹底した上で現状図(いわゆる改修前図面)をすべて作成すること。

6 設計内容

(1) 中規模改修等設計

ア 園舎内部改修設計

次の事項を基本とする。なお、想定される内容は、別紙基本仕様書の通りとする。

- (ア) 保育室改修
- (イ) 遊戯室改修
- (ウ) 廊下改修
- (エ) トイレ改修
- (オ) 昇降口改修
- (カ) 配膳室改修
- (キ) 階段改修
- (ク) 廊下手洗い改修
- (ケ) 設備工事に伴う天井等内装改修

イ 園舎外部保全設計

次の事項を基本とする。なお、想定される内容は、別紙基本仕様書の通りとする。

(ア) 屋根、外壁等及び外部建具の改修設計 一式

※屋根の改修仕様については、すべての棟において比較検討を行い、改修方法を決定するものとする

(イ) 屋根劣化調査

※屋根全面について実施するものとし、目視を基本とする。

(ウ) 外壁劣化調査

※外壁全面の目視を基本として調査する。

(エ) 外壁塗膜付着力試験（J I S 基準に基づく引張試験）

※各施設、各棟、各方位 2 箇所ずつにおいて実施すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

(オ) 屋根、外壁仕上塗材アスベスト含有分析調査

※屋根材は、園舎（新築部）において特殊石綿セメント板葺について 1 箇所実施すること。また、外壁については、各棟（建設年毎）1 箇所ずつ実施し、以下に示す各材料のそれぞれについて、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

園舎及び遊戯室

- ・新築時 下地調整材
- ・新築時 複層塗材、薄塗材（樹脂系リシン）

アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。

(カ) 外部建具劣化調査

※外部建具全数について実施するものとし、目視を基本として調査する。

ウ 園舎設備改修設計

- (ア) 照明設備改修
- (イ) コンセント設備改修
- (ウ) 弱電設備改修
- (エ) 自動火災報知設備更新
- (オ) 給排水衛生設備改修
- (カ) 非常警報更新
- (キ) 建築改修に伴う設備改修

エ 周辺整備改修設計

- (ア) 門扉・インターホン・赤外線センサー改修
- (イ) 各種改修に伴う周辺整備

Ⅲ 共通事項

1 設計内容

(1) 仮設計画及び工事工程表の作成

ア 園児、施設利用者や周辺環境等の安全性・利便性を確保し、施設の運営に

支障がないよう考慮した仮設計画、工区分け及び工程計画を提案し、設計図に反映させること。

イ 必要な工事作業及び駐車場エリアを確保し、支障となった既設施設の代替施設を提案し、設計図に反映させること。

ウ 既設配管配線等の調査を行い、必要があれば各設備の切り回しを計画し、設計図に反映させること。

(2) 改修内容の比較検討

対象箇所については、現地調査し、コスト、耐用年数、施工性及び環境配慮性等の比較検討を行い、改修箇所及び改修方法を決定する。

(3) 外観着彩図の作成

改修後の外壁着彩図（立面図）を作成するものとし、色等複数案の提示を行う。その後、比較検討を行い最終決定したものを成果品として納めること。

(4) 各申請書の作成及び届出

建築基準法、消防法、児童福祉法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に関するものを指し、その他の申請又は事前協議が必要な関係法令の特定及び必要書類の作成についても本業務内とする。

2 基準等

(1) 安城市の定める「設計基準」による。

(2) 設計は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び各種関連基準による。

(3) 積算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築数量積算基準・同解説」、「建築設備数量積算基準・同解説」及び各種関連基準による。

(4) 図面データの作成基準は、安城市作成「建築・設備CAD図面作成要領」により作成することを基本とする。

(5) 「安城市施設建物整備基準」を参考にすること。

3 留意事項

(1) 内壁、外壁、防水及び外部建具の調査は調査報告書を提出し、改修内容と施工範囲を検討したうえで、図面に反映させるものとする。

(2) 各種調査業務は、施設管理者と協議の上、調査日を決定すること。

(3) 園児等の安全の確保、施設の運営に支障がないよう考慮した設計とする

もに、工事のスケジュールを検討し、施工計画、仮設・安全計画を設計図書に反映させること。特に、重機及び資材の搬入等の計画については慎重に検討すること。

- (4) 建設後の維持管理のためのエネルギー消費削減も考慮して設計すること。
- (5) ユニバーサルデザインに配慮して設計すること（愛知県人にやさしい街づくり条例に準拠することを基本とする）。
- (6) 施設、敷地及びその周囲の調査等、計画に必要な調査は十分に行うこと。また、調査に伴い仕上げ等を撤去した場合は現況復旧すること。
- (7) 既存間仕切壁を撤去する場合は、構造的な安全確認をすること。
- (8) 既存建物の調査の結果を踏まえ、既存不適格事項の改修設計は本設計に含む。必要の際は、関係官庁、所管消防署との協議を行い、協議内容を報告すること。
- (9) 本業務対象施設の図面（一部CADデータ）、資料等は貸与可能である。なお、受注者は借用の際に、借用書を作成すること。
- (10) 貸与図面及び資料の精査並びに現地調査を徹底した上で現状図（いわゆる改修前図面）をすべて作成すること。
- (11) 既設階高に十分留意し設計すること。

4 業務計画書の作成

業務着手前に業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。業務計画書は、以下の項目は必ず含めること。

(1) 業務組織計画

総括技術者及び実務担当者を組織図として記載すること。再委託業者についても記載すること。

(2) 業務実施方法

業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的な方針及び方法を具体的に記載すること。調査事項、比較検討事項、関連協議事項は一覧表にして示すこと。

(3) 業務工程

調査、取りまとめ、作図、積算、報告その他の時期を、各工事毎に具体的に記載すること。

(4) 打合せ計画

打合せ時期及び内容、決定事項、関連協議事項を記載すること。

(5) 各種調査計画書

5 月間打合せ及び週間打合せの実施

設計委託の内容、進捗予定及び進捗状況に関する月間打合せ及び週間打合せを実施すること。ただし、週間打合せは監督員と協議の上、メールによる報告に替えることができる。

6 業務工程

下記期日までに綿密な協議を重ねたのち、各業務を完了させ、監督員にその内容を説明すること。なお、提出後、監督員からの指示がある場合は追加・修正し、完了までに成果品を作成すること。

(1) 7月初旬

比較検討により決定した各種改修仕様をもとに算出した概算金額内訳書及び工事工程表

(2) 9月中旬

すべての業務に係る概算金額内訳書（より精度の高いもの）及びその積算に必要な各工事設計図（監督員の確認を受けたもの）

(3) 10月中旬

設計基準による設計図（工事別）

(4) 11月中旬

積算資料一式（「9 成果品」表内◎印）

7 受注者の資格条件

愛知県において登録された一級建築士事務所であり、かつ、その事務所に建築士法の規定による次の資格を有する正規雇用された者が所属し、本業務に携わること。

(1) 設備設計一級建築士または建築設備士

8 再委託の禁止

再委託を禁止する業務は、次の業務を除く全ての業務とする。

(1) 積算に関する業務一式

(2) 調査及び外壁塗膜付着力試験業務一式

(3) 単純な作図等（トレース作業や図面等の清書）

(4) 図書の印刷や製本に類する業務一式

9 成果品

下表の通りとし、○印は電子記憶媒体(CD-R等)も含めて提出すること。ただし、監督員の協議により承諾を得たものについてはこの限りではない。また、成果品は各設計業務に分けて作成し、設計図等に係る工事の分類は、監督員と協議し決定すること。なお、「設計基準による設計図<工事別>」については、別途、CAD及びPDFデータを電子記憶媒体(CD等)にて提出すること。

成果品	部数	サイズ	
打合せ記録簿	1部	A4判	○
設計基準による設計図<工事別>	各3部	A3縮小判	○
配置計画図	1部	A3縮小判	○
各種計算書	1部	A4判	○
各種比較検討書	1部	A4判	○
設計書(Excel作成)<工事別>(◎)	各1部	A4判	○
各種数量調書・積算資料<工事別>(◎)	各1部	A4判	○
各種見積書(3者以上、比較表共)<工事別>(◎)	各1部	A4判	
劣化調査報告書	1部	A4判	○
塗膜付着力試験報告書	1部	A4判	○
アスベスト含有分析調査報告書	2部	A4判	○
外壁着彩図(各施設2枚以上)	1部	A3判	○
その他必要と認められた資料	1式	A4判	○

※ 設計図等に係る工事の分類は、監督員と協議し決定すること。

10 設計納期及び検査

(1) 完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。なお、完了検査受検前に全ての成果品を提出し、監督員の承認を得ること。

(2) 成果品の検査に合格後、提出図面等一式を納品して業務の終了とする。

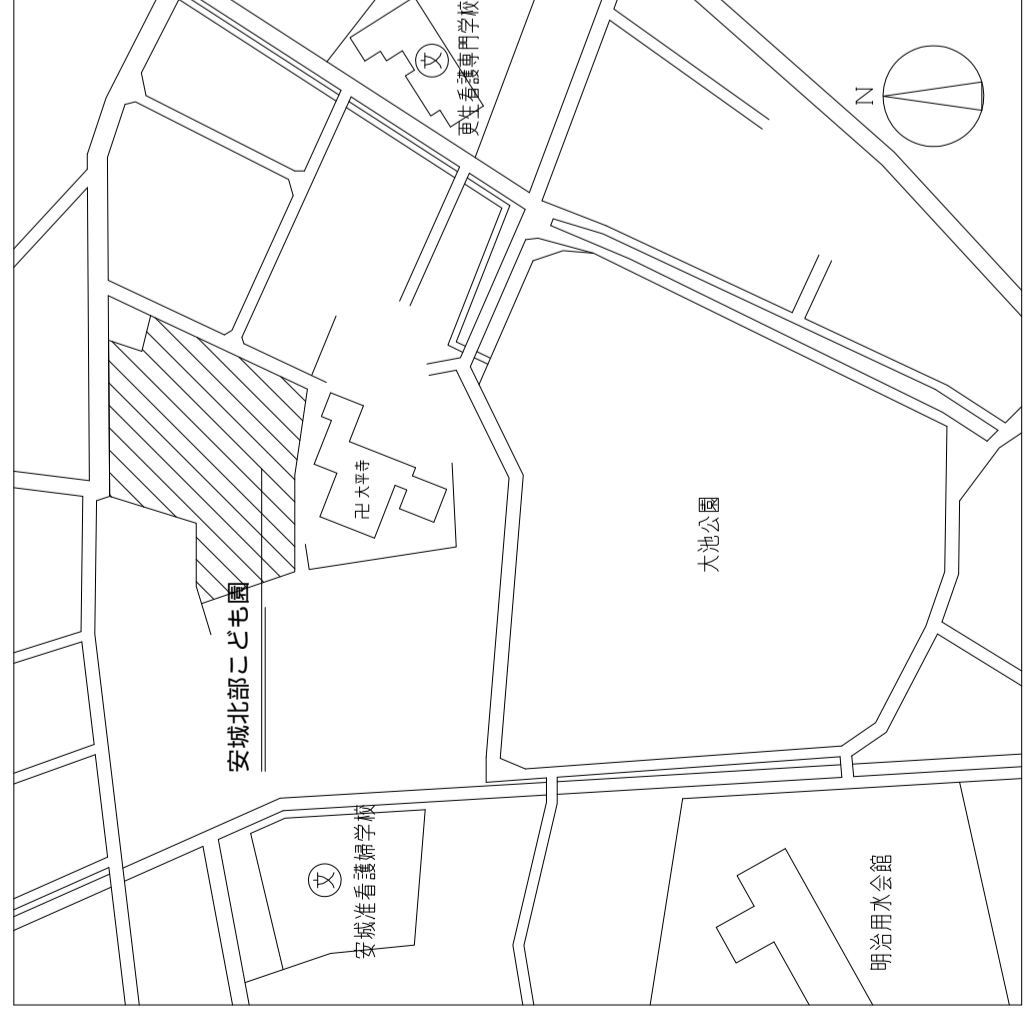
11 その他

- (1) 監督員及び施設管理者と密に連絡し、連絡事項を随時記録して提出すること。
- (2) 設計図書作成後に、監督員の精査及び確認を受けた後、積算業務を行うこと。
- (3) コスト縮減対策検討書及び環境保護対策報告書は、具体的内容の検討結果を比較表などにより平易に示すこと。
- (4) 各設計の「業務内容」内の「各申請書の作成及び届出」とは、建築基準法、消防法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に関するものを指し、その他の申請又は事前協議が必要な関係法令の特定及び必要書類の作成についても本業務内とする。
- (5) 関係官庁等手続き((4)に示す関係法令等)は、一切を受注者にて行うこと。
なお、申請手数料は発注者の負担とする。ただし、申請手数料の上限は愛知県建築確認申請手数料とする。
- (6) 図面データの使用について、受注者は発注者が第三者に貸与することを承諾すること。
- (7) 成果品に関し、これを受注者の承諾に関わらず使用する権利は、発注者に設定する。
- (8) 業務完了後、当該設計への質疑が生じ、発注者より回答を要求された場合は、回答書を作成すること。
- (9) 工事の使用材料について、各メーカーにヒアリングを行い納期状況の報告を行うこと。また、納期状況を工事スケジュールに反映すること。
- (10) 専門業者から徴収する見積りは監督員の指示する方法等によること。また、業務完了後、工事発注が行われる時に見積りの有効期限を超える場合は、その処置を協議した上で、発注者は受注者へ、専門業者へのヒアリング及び再徴収を求めることを基本とする。

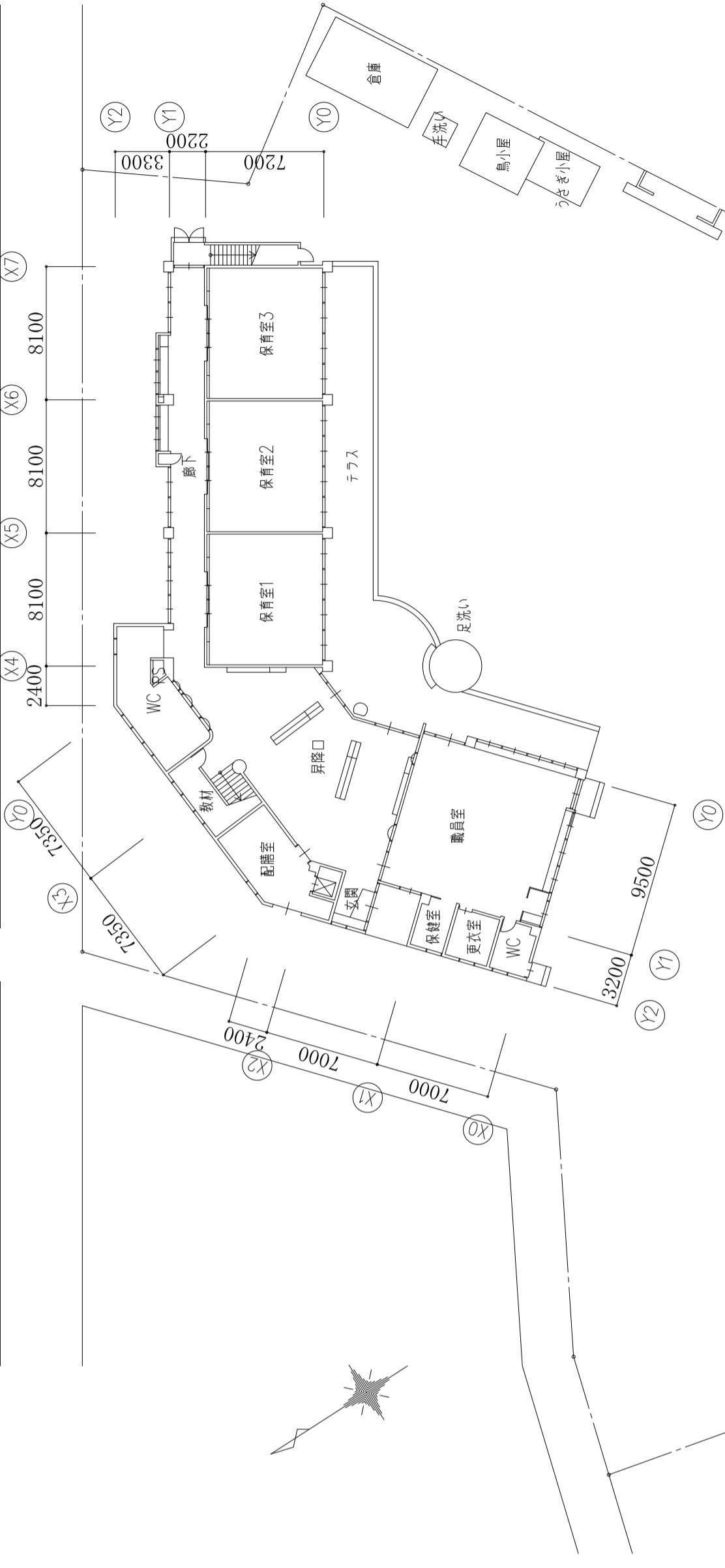
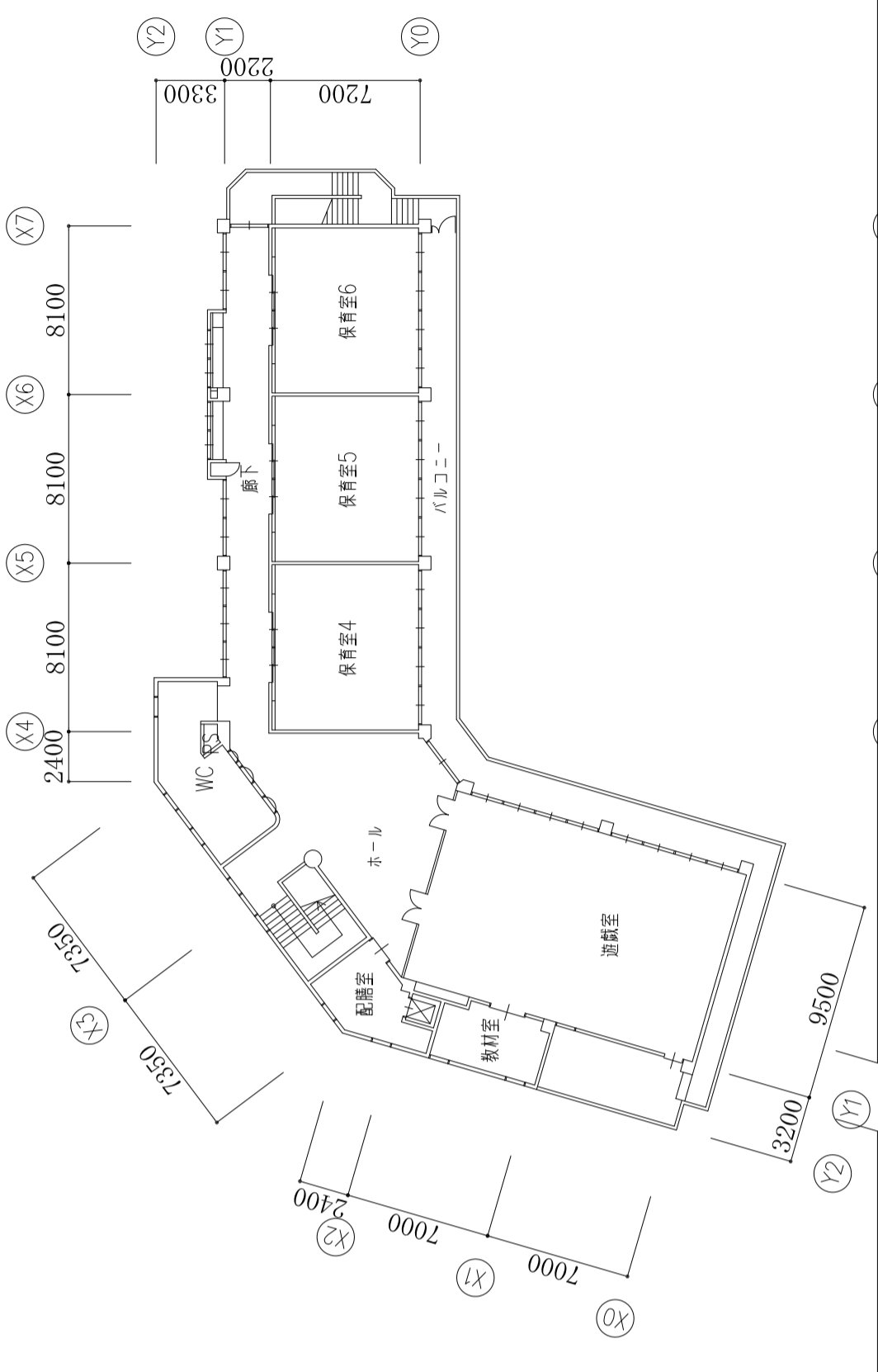
基本仕様書 改修内容一覧(中規模・保全)

改修項目	部位	改修概要	対象室	安城北部	さくの
1 保育室改修	保育室	床(フローリングブロック サンダー掛け)・壁(塗替、掲示板新設)、天井改修(一部貼替え、全面塗替え)、ホワイトボード、建具・家具類新設	保育室	○	○
2 遊戯室改修	遊戯室	床(フローリングブロック サンダー掛け)・壁(塗替、掲示板新設)、天井改修(一部貼替え、全面塗替え)、建具・家具類新設・可動間仕切改修	遊戯室	○	○
3 廊下改修	廊下	床(フローリングブロック サンダー掛け)・壁(塗替)・天井改修(一部貼替え、全面塗替え)	遊戯室	○	○
4 トイレ改修	トイレ	床改修(湿式から乾式へ)・壁改修、天井改修、ブース・小便器・照明・人研手洗い更新、吊戸棚新設、衛生器具類及び給排水管改修、汚物流し新設	トイレ	○	○
5 昇降口改修	昇降口	床改修(バリアフリー改修)・壁(掲示板等含む)・建具改修、下足入れ新設	昇降口	○	○
6 来客用玄関改修	来客用玄関	内装改修	来客用玄関	○	
7 配膳室改修	配膳室	塗床改修、建具改修	配膳室	○	○
8 階段改修	階段	床(ビニル床シート)・壁(塗替)・2段手摺設置・掲示板新設	階段	○	○
9 廊下手洗い改修	廊下手洗い	人研ぎ手洗いからステンレス製手洗いへ更新 ライニング新設	手洗い	○	○
10 スロープ設置	外部スロープ	バリアフリー改修	屋外	○	
11 小荷物専用昇降機	DW	小荷物専用昇降機更新	既設園舎	○	
12 外部保全	屋根	屋根改修	屋根		○
13 外部保全	バルコニー	防水改修	バルコニー	○	○
14 外部保全	外壁	補修、塗装改修、各部シーリング打ち替え	既設園舎	○	○
15 外部保全	軒天	補修、塗装改修	既設園舎	○	○
16 外部保全	壁面	カラー塩ビ製に更新	既設園舎	○	○
17 外部保全	建具	・鋼製建具更新を基本とするが、劣化状況によっては塗替、金物交換等の建具改修 ・アルミ・ステンレス製建具更新を基本とするが、劣化状況によっては塗替、金物交換等の建具改修 (脱落防止金物、戸車、クレーン、掃除機、排煙オベレーターなど)交換 ・シャッター更新を基本とするが、劣化状況によっては塗替、金物交換等の建具改修	既設園舎	○	○
18 照明改修	室内各所	LED化(これに伴う天井改修)	全ての照明器具	○	○
19 周辺整備	外部	門扉・インターホン(電気錠)改修、外部照明、駐車場、敷地内通路整備など	既設園舎	○	○

※一般的改修メニューは上記のとおりであるが、改修済の箇所や程度が良く改修不要と判断されるもの及び保育園の構造、間取り、スペース上、改修や設置が不可能な場合もある。

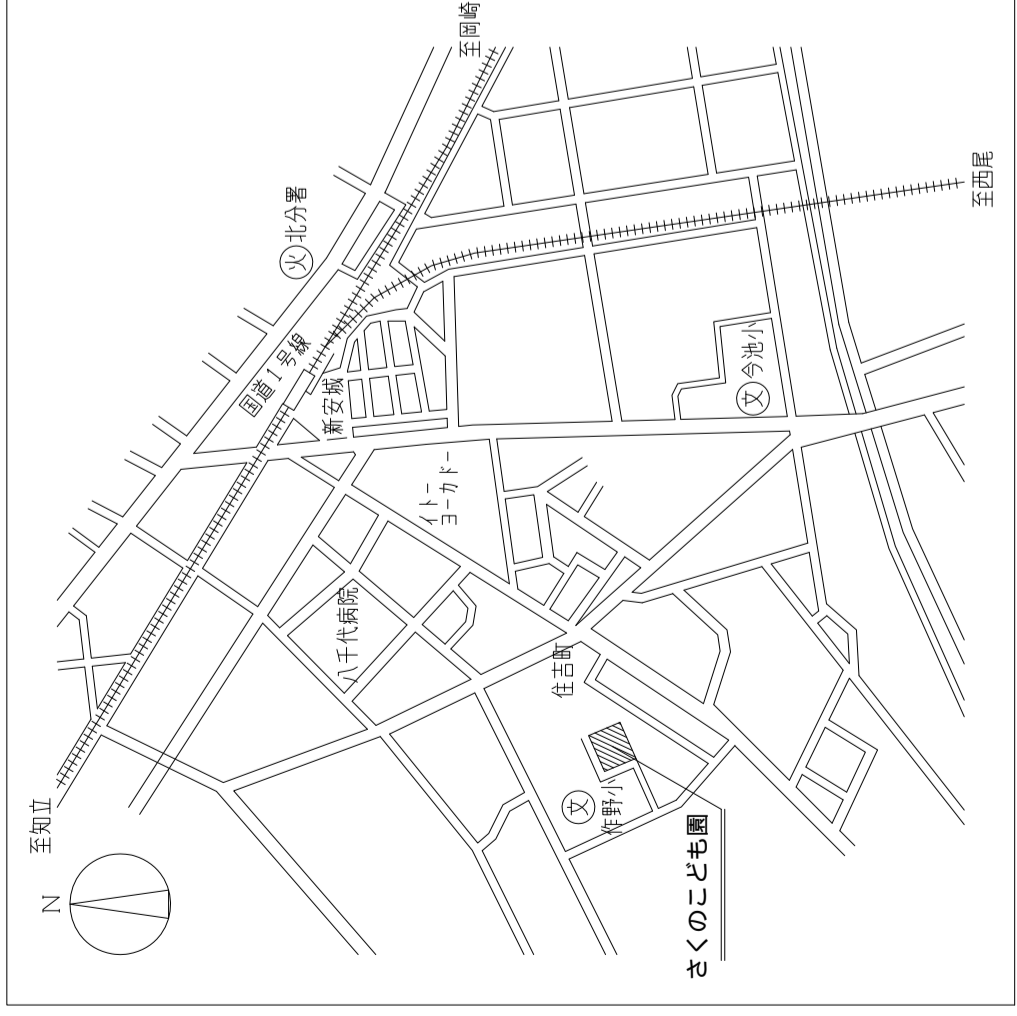


案内図

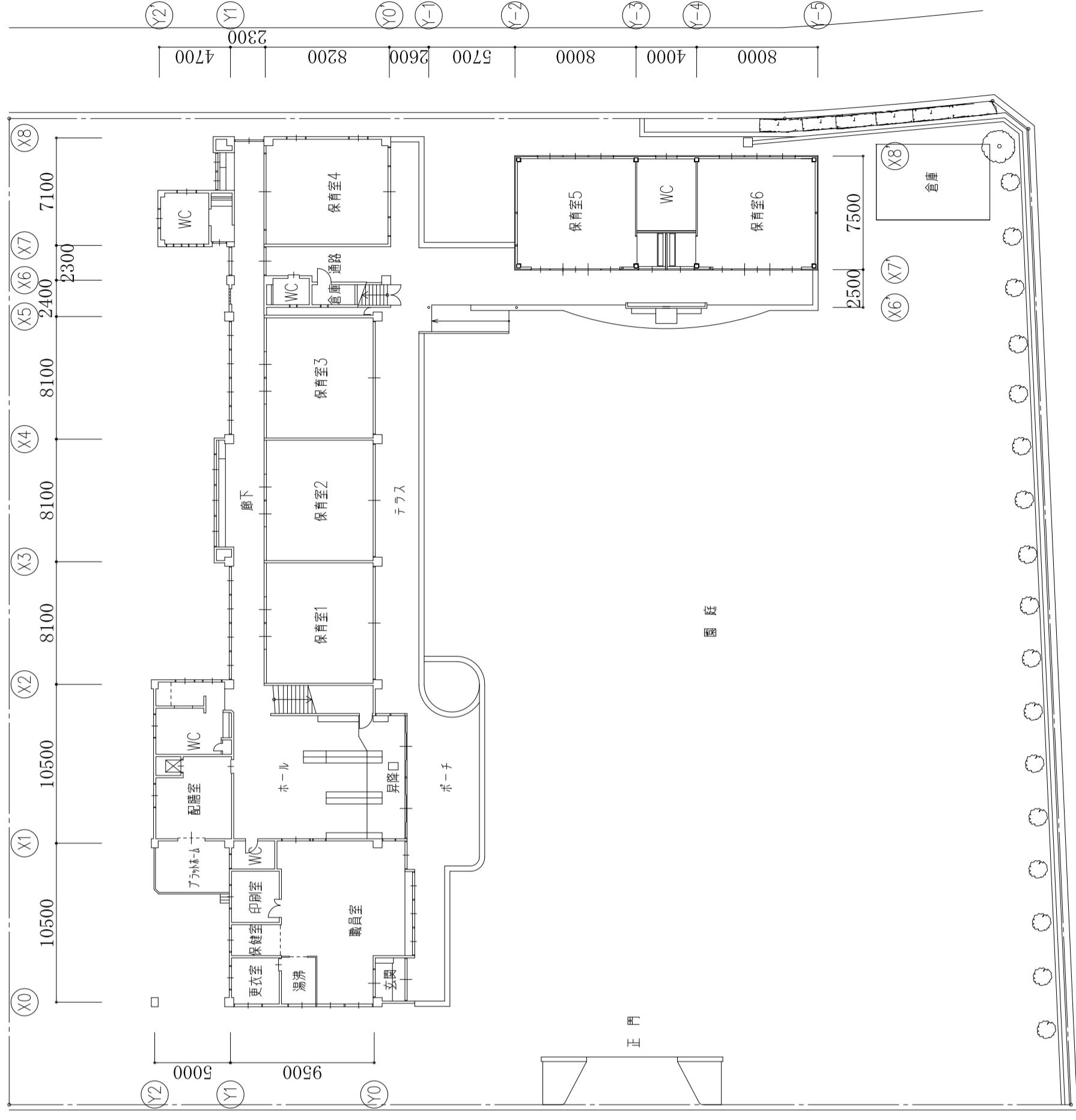
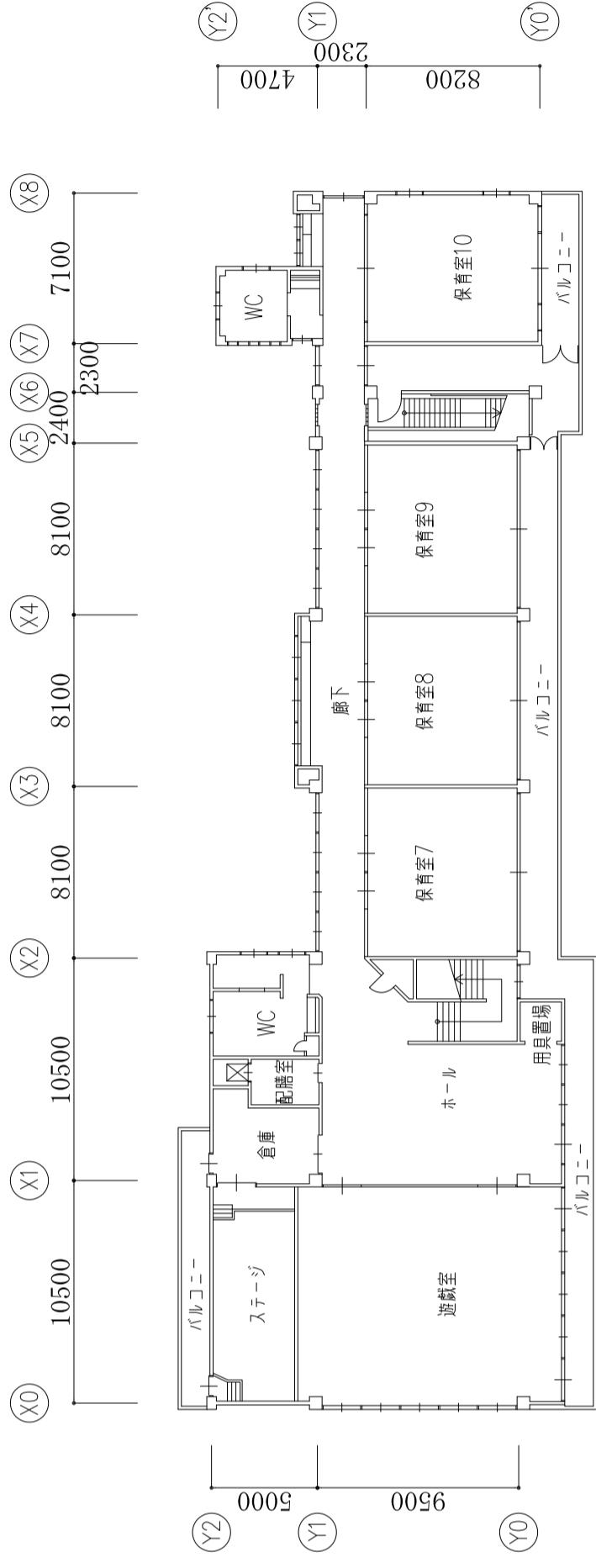


図説

案内図・配置図 (安城北部幼稚園) S=1:300 (A2版) 26. 9.		—
設	概	No.
計	図	



案内図



設 計 基 準

安城市建設部施設保全課

令和4年2月1日

1 総 則

この設計基準は、設計業務におけるルールと設計図作成要領等を定める。次の事項は特に留意すること。

- (1) 設計は適切な構造、仕上げを選定し、予定工事費以内とする。
- (2) 意匠は、原則として華美を避ける。
- (3) 材料、仕上げ等の選定、耐久性を重視し、将来の保守点検等にも配慮する。
- (4) 建築と設備は、整合を保ち設計の完全を期する。
- (5) 仕様等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）及び、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）の各最新版によること。
- (6) 「安城市施設建物整備基準」を参考とする。
- (7) 設計は維持管理を含めたコスト縮減を図る。
- (8) 環境への配慮として次の環境配慮項目表に基づき、本業務に該当する事項に関し、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させる。

1 工事におけるリサイクルの推進 (1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用 ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 (2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用 ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用	4 施設の耐久性の向上（長寿命化） 5 環境と調和した施設への転換 (1) 生態系の保全等自然環境との調和 ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 (2) 施設の緑化 ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 (3) 親水施設の整備 (4) 自転車利用環境の整備 (5) 雨水の地下浸透策 ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枿 (6) 人にやさしい施設の整備 ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 (7) 景観形成の推進
2 工事における環境改善 (1) 使用材料・機械及び工法の見直し (2) 低公害型作業機械の採用 (3) 熱帯材型枠の使用抑制 ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 (4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮	

<p>(5) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	
---	--

2 設計図作成要領

- (1) 図面への表現は、簡明で重複を避け、各所ごとにしやすいこと。
- (2) 別途工事及び将来計画は、その旨を記入する。
- (3) 建築、設備の工事区分を明確にする。
- (4) 配筋図は、標準配筋図に準拠する。
- (5) 図面データは、建築・設備 CAD 図面作成要領によること。
- (6) 図示記号は建築工事標準詳細図、公共建築設備標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）を基本とする。
- (7) 図面目次
 - ア 工事名称と図面目次は、原則として1枚とする。
 - イ 工事名称は、原則として「・・・建設工事」、「・・・主体工事」、「・・・電気工事」、「・・・管工事」、「・・・空調工事」のいずれかを基本とする。

3 建築設計図

- (1) 意匠図
 - ア 配置図
 - (ア) 縮尺は1/200から1/600程度とする。
 - (イ) 敷地面積、建築面積及び延べ床面積、工事内容等の概要を記入する。
 - (ウ) 敷地の接する道路幅員、計画建物の外郭通り芯寸法、建物と敷地境界線からの寸法線等の記入をする。
 - (エ) 電柱の位置、高圧線の位置、その他既設建物及び障害物がある場合は記入する。
 - (オ) 延焼のおそれのある範囲を示す。
 - イ 建物面積算定図

算定の根拠を図示する。
 - ウ 仕上表
 - (ア) 外部と内部に分け、内部は各階・各室毎に記入する。
 - (イ) 取付機器、家具等を備考欄に記入し、別途工事は明記する。
 - エ 平面図
 - (ア) 縮尺は原則として1/100とする。ただし、監督員と協議のうえ変更することができる。

- (イ) 通り芯及び壁芯の位置を示す寸法を記入する。
- (ウ) 構造体は、種別毎に区分し、凡例を示す。
- (エ) 床高が異なる場合は、基準（ZN）からの高さを示す。
- (オ) 防火戸、防火シャッターを示す。
- (カ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

オ 立面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 外周全面を示す。
- (ウ) 凡例等を用いて、仕上げ材料の範囲を種別毎に示す。
- (エ) 高架水槽、クーリングタワー、無線鉄塔、アンテナ、看板、タラップ等を示す。
ただし、別途工事の場合は点線で示す。

カ 断面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 原則として2面以上とする。
- (ウ) 周辺道路及び隣地との高低関係を示し、道路斜線等高制限の範囲を示す。
- (エ) 階高、天井高、基礎深さ、建物の最高高等を示す。
- (オ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

キ 矩計図

- (ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。
- (イ) 窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁の納まり、屋上防水の納まり等代表的な部分
を示す。
- (ウ) 必要に応じ部分詳細図を追記する。縮尺は1/10程度とする。

ク 詳細図

- (ア) 平面詳細図、展開図及び断面図は、1/50の縮尺を基本とする。
- (イ) 平面詳細図は、平面図と同一方向に配置し、展開図は、上を起点とし時計廻り
の順序で作成する。
- (ウ) 階段、便所、台所、玄関、浴室等は、断面を示す。
- (エ) 平面詳細図には、フローダクト、ピット等の位置を示す。
- (オ) 展開図には、洗面器、壁付照明器具、消火栓、拡声器、各種盤類、吹出口、吸
込口、コンベクター等を示す。

ケ 天井伏図

- (ア) 縮尺は平面図に準じる。
- (イ) 照明器具、スピーカー、天井点検口、吸出口等の位置を示す。

コ 建具表

- (ア) 縮尺は原則として1/50とする。
- (イ) 案内図を作成し、延焼のおそれのある範囲を示す。

(ウ) 建具表には姿図、内法寸法、使用箇所、数量、材種、見込み寸法、仕上げ、額、ガラリ、付属金物の種類、材種、寸法、ガラスの種類、厚さ等を示す。

(2) 日影図

新築、増築については日影図を作成する。基準で定められたもの以外は監督員と協議のうえ作成する。

(3) 法規チェック図

以下の項目について記載すること。

(ア) 延焼のおそれのある範囲

(イ) 防火区画

(ウ) 特定防火設備及び防火設備

(エ) 歩行距離及び重複区間の距離

(オ) 排煙区画

(カ) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に関する事項

(キ) その他必要な事項

(4) 構造

ア 基礎伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 符号を用いて示す。

(ウ) 通り芯（基準線）から基礎及び地中梁の芯までの寸法を示す。

(エ) 基礎底の深さを示す。

(オ) 配管用等の地中梁貫通部分で補強を要する部分を示す。

(カ) 杭基礎は、位置を示し、杭の仕様、長さ及び本数を一覧表にする。

(キ) 杭基礎は、「あらかじめの設計」を行い、施工誤差を担保する。

イ 各階伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 柱記号、梁記号及び床版記号を用いて示す。

(ウ) 壁部分は、腰壁と下り壁を区分して示す。（見上図を基本とする。）

(エ) 床面のレベル差を示す。

(オ) 配管用等の梁貫通部及び開口部を示す。

(カ) 通り芯（基準線）から梁芯までの平面寸法を示す。

(キ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

ウ 柱及び梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30及び1/50とする。

(イ) 両端部と中央部の断面図を示す。（同一配筋の場合は省略可）

(ウ) 通り芯から断面芯までの寸法を示す。

エ 基礎及び地中梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 砕石、捨てコンクリート等の地業関係を示す。

(ウ) 杭位置、間隔を示す。

(エ) 設計GLからの高さを示す。

オ 床版断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 長辺及び短辺方向を各々示し表示し、特殊な場合は、平面配筋図を追記する。

カ 壁配筋図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 壁厚ごとに配筋を示す。

(ウ) 耐震壁は、軸組図へ開口部、消火栓ボックス及び分電盤等の開口を示し、各部補強筋を追記する。

キ 架構配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 主要ラーメン3箇所程度を示す。

ク 雑配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 煙突、その他特殊な詳細部分の配筋詳細を示す。

ケ 鉄骨架構図

(ア) 縮尺は原則として1/100とする。

(イ) 全架構を示す。

(ウ) 開口部廻り、壁ブレース、胴縁、基礎廻り等を示す。

コ 鉄骨詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。

(イ) 柱梁の接合部継手、母屋、胴縁、ブレース、その他特殊な詳細部分を記入する。

(ウ) 高力ボルト径、溶接の脚長、ガセットプレートの厚さ等は、不備、不足に留意して示す。

(5) 構造設計

「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」によることを基本とする。

4 設備設計図

(1) 電気設備設計

ア 屋外配線図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 責任分界点及び電力供給会社の供給柱を示す。

(ウ) 埋設管断面図

イ 送電関係一覧表

ウ 電灯・動力の系統図及び幹線図

(ア) 縮尺は原則とし、平面図は1/100又は1/200とし、立面図は1/10から1/50とする。

(イ) 系統図

(ウ) 平面図、立面図により、盤類に指定番号・負荷計算容量を示す。

エ 盤関係図

(ア) 内部結線を明示し、分岐回路容量、分岐回路番号を示す。

オ 電灯設備

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 照明とコンセントは、原則として別図とする。

(ウ) 電線管、電線の太さ、収納数を示し、特殊ボックスはその種類及び寸法を記入する。

(エ) 最上階スラブ、地階外壁、外壁梁材軸方向には、原則、埋め込み配管を行わない。

(オ) 梁及び柱には原則としてボックスは設けない。また、分電盤廻り等の配管集中個所は構造担当と協議する。

(カ) 室名別照明器具一覧表

カ 動力設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 小規模のものは、電灯配線図に併記する。

キ 弱電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 表示方法は、電灯、コンセント配線図に準じるものとし、機器、端子盤等には、種類、指定番号及び対数を示す。

(ウ) 機械室の配線図は、機器の使用及び接続を記入する。

ク 自動火災報知設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 系統図

(ウ) 感知区域分割線を記入する。

ケ 機器、盤類及び照明器具姿図

(ア) 原則として、規格品を採用し、各機器の記号及び通し番号を付し内容、種類及び寸法を示す。

コ 受変電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法を記入し、母線の結線状態を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎詳細図

サ 発電設備図及び機器配置図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法、形状及び各仕様を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎図(主体基礎の場合はそのとりあい)

シ 接地系統図

その種別ごとに示す。

ス 避雷針設備図

(ア) 種類、設置場所、支持状態及び地上からの尖頭高を示す。

(イ) 接地極埋設図

セ その他必要に応じて作成する書類

(ア) 遮断器の遮断容量計算書

(イ) 負荷一覧表

(ウ) 使用機器一覧表

(エ) 照度計算書

(2) 管及び空調設備設計

ア 屋外配管図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 敷地内外の配管系統ごとに材種、管径及び流水方向を示し、埋設管は、必要に応じて、深さ、敷地境界線及び建築物からの水平距離を示す。

(ウ) 既設本管と接続する場合には、その工事区分を明確にする。

(エ) 管断面図

(オ) 敷地に高低差があるときは、コンターラインを示し、排水管路縦断面図を作成する。

イ 系統図

(ア) 断面図に示し、階高を示す。

(イ) 建物の地盤レベルが相違する場合は、基準面よりの高低差を示す。

ウ 屋内配管図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 機械室、便所等配管の複雑な箇所は、1/20から1/50の配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。ただし、必要な箇所は複線とする。

エ 風道配管図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とし複線とする。

(イ) 風道の太さ、吸込口の種類、寸法、風量及び風向を示す。

(ウ) 機械室は1/20から1/50の風道配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。

オ 詳細図（機械、浄化槽、消火栓、水槽、桧、架台、基礎等）

（ア）縮尺は1／10から1／50とする。（原則）ただし、桧については1／10又は、1／20とする。（原則）

（イ）仕様及び一覧表を作成する。

（ウ）各槽への取入、取出し部分の配管詳細（平面及び断面）を示す。

カ 使用機器、衛生器具一覧表

設置場所、数量、仕様、付属品明細を示す。

キ その他必要に応じて作成する書類

（ア）給排水量（雨水及び湧水を含む）計算書

（イ）給湯量、ガス量、冷暖房負荷、風量及び機器選定計算書

（ウ）主管及び枝管の管径計算書

（エ）浄化槽負荷計算書

（オ）消火機器選定計算書

（カ）排煙機器選定計算書

5 エレベーター、エスカレーター及びリフト関係詳細図

（1）性能を示すことを基本とし、特定の製造所（メーカー）に限定される表現をさける。

（2）オプションとなる仕様箇所は、内容を示す。

（3）構造体Ⅱ類以上の場合はS 1 4の耐震安全性を基本とする。

（4）乗用エレベーターの出入口幅はW 9 0 0以上とする。

（5）主体工事として発注するため、それに合わせた表記とすること。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年2月1日から施行する。

建築・設備 CAD 図面作成要領

(目的)

第1条 この要領は、建築及び建築設備の図面作成について、最低限必要であるルールについて定め、CADデータの交換及び共有並びに有効活用を促し、業務の効率化に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、安城市が発注する設計業務で作成する図面及び工事の完成図に適用する。

(一般事項)

第3条 図面ファイル（CADデータ）の電子成果品はDWG形式とする。

2 電子成果品は、以下のことをAutoCAD又はIJCAD（AutoCAD互換ソフト）を用いて確認した上で提出すること。

- 一 使用CADソフトの最新バージョンで編集できること。
- 二 図面を構成する線及び文字等の各要素が、本要領の規定によって定めた書式の属性（レイヤ名、線種、線幅、色等）で表示されること。
- 三 電子成果品をPDF出力後に紙印刷したものが、成果品の設計図（紙印刷物）と同一となること。

3 設計図（紙印刷物）の基となっているPDFデータ（印刷時A3判）を成果品として提出すること。

(図面のサイズ)

第4条 レイアウトサイズ（用紙サイズ）は、A1判を標準とする。

(ファイル名等)

第5条 図面ファイルの名称は日本語とし、ファイルの命名は、図面番号及び図面名称とする。

2 図面ファイルの作成は、図面ごとにファイルを分けて作成する。なお、ひとつのモデル空間に2つ以上のペーパー空間を作らないこととする。

(図面の書式等)

第6条 図面の書式及び設定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 印刷スタイルテーブルは、monochrome.ctbを使用すること。
- (2) 印刷尺度は、1：1とする。
- (3) 画層レイヤ名は日本語とし、レイヤの分類については、事前に業務計画書によ

り、監督員の承諾を得ること。

(4) 線及び文字の色の指定はしないが、By Layerで各々指定すること。また、基本の背景色を黒色とし、背景が黒色でも明瞭に識別できる色を設定すること。

(5) 線種設定について、事前に業務計画書により線種一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(6) 文字の書体は、MSゴシックを基本とする。特別の理由により他の書体を利用する場合は、監督員と協議の上決定すること。また、印刷時に容易に文字が判別できるように、最小の文字高さは印刷時に3ミリメートルとすることを原則とする。

なお、事前に業務計画書により文字スタイルの一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(7) 線の太さはBy Layerとすること。また、線の太さ毎に線の色を使い分けること。

(8) 寸法線について、事前に業務計画書により寸法スタイル一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(その他)

第7条 この要領の規定によりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得て業務を行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。